

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	杉内地区 太陽光発電事業	杉内地区 (第2工区)	合同会社富岡杉内ソーラー

図面記号									
E									
1 当事者の住所等 (※1)	当事者の別	氏 名			捺印	住 所			
	譲受人	合同会社富岡杉内ソーラー 代表社員 一般社団法人 T・S・Sホールディング 職務執行者 北川 久芳			印	福島県郡山市喜久田町卸 3丁目27番2号			
	譲渡人	別紙1の通り							
2 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面積 (㎡)	所有権以外の 使用収益権が 設定されている 場合 (※2)		土地利用区分	
			登記簿	現 況		権利の 種類	権利者の 氏名又は 名称	農振法	都市 計画法
	別紙2の通り								
	計	1,789 ㎡ (田:1,789 ㎡、畑: 0 ㎡)							
3 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、 移転の別	権利の設定、 移転の時期		権 利 の 存続期間	その他			
	地上権	設定	復興整備計画 公表後		22年間	-			
4 転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	太陽光設備用地から排出される雨水排水については、従来の農業用排水路を経由して2級河川富岡川に放流されるため、周辺農地での営農に支障をきたす事はない。また人が誤って発電設備用地に侵入し、不慮の事故とならないよう、周囲を金網フェンスで完全に囲う対策を講じる。ただし、農業用排水路はフェンス外とし、耕作道にもフェンス等の設備を設置しない。加えて周辺農地に影響を及ぼす事のないよう十分に協議し、関係機関とも協力して適正な処置が施されるよう対応する。								

(別紙2)2の欄 土地の所在等

所在	地番	地目		面積(m ²)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合(※2)		土地利用区分	
		登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名又は名称	農振法	都市計画法
富岡町大字上手岡字西ノ上	125番	田	田	531	-	-	農振地域内・農用地区域内	非線引区域の用途地域外
富岡町大字上手岡字善正前	98番	田	田	1,258	-	-	農振地域内・農用地区域内	非線引区域の用途地域外
筆数 2筆 1,789m ² (田 1,789m ² 畑 0m ²)								